

総機
所員あいさつ
アクセス
要綱
電子版センターだより

リンク

群馬県
群馬県教育委員会
【各課発行・提供資料】
群馬県教育研究所連発
連発図書刊行会
国立教育政策研究所
文部科学省
外国人の子供ポータルサイト
総合教育センター紹介動画
群馬県公立小中学校事務研究会提供
資料

メニュー

ホーム

研修講座 >
教育研究費研修
カリキュラムセンター
子ども教育・子育て相談
特別支援教育
幼児教育 >
総務係より

自動販売機
入札関係

【主体的・対話的で深い学び】
租税教育セミナー
（税務・課税向け動画）

お知らせ

- R07.02.01 令和6年度ぐんま教育フェスタの参加者アンケートはこちらからご回答ください。
- R07.01.31 令和6年度ぐんま教育フェスタのWebページで特別研修員報告書を公開しました。
- R07.01.21 令和6年度ぐんま教育費の算出結果を掲載しました。
- R06.12.25 令和6年度ぐんま教育フェスタのWebページを公開しました。
- R06.11.11 11/13開催「随実児相談担当者連絡会」の資料を掲載しました。
- R06.10.31 令和6年度ぐんま教育フェスタの概要が決まりました。こちらからご確認ください。
- R06.10.28 11/13開催「随実児相談担当者連絡会」の事務連絡を掲載しました。
- R06.09.13 令和6年度 特別研修の授業実践に係る情報を掲載しました。

令和6年度 ぐんま教育フェスタ **令和7年2月1日(土)**
時間:9:00~12:40
場所:群馬県総合教育センター
「マナビの一步」を踏みだそう！

より正確に、より早く、より広く届ける！
INSTAGRAM

電子版センターだよりがリニューアル！
一歩先のカタチ

心と学びのサポートセンター
つなぐん 相談は
こちらから

3Dメタバースで始める新しい学びのカタチ
つなサポ

▶ **研修講座**
初任者・経験者研修等の受講、
研修に関する各種様式 など

▶ **教育研修員研修**
長謝・特別研修員の研修報告書、
研修制度、届の標式 など

▶ **カリキュラムセンター**
研修支援の申込み、
各種資料のダウンロード など

▶ **子ども教育・子育て相談**
いじめ相談、教育相談、発達相談、
子育て相談・保育相談 など

▶ **特別支援教育**
特別支援教育指導資料、
研修会・学校公開の情報 など

▶ **幼児教育**
保育アドバイザー派遣、
タヤけ保育研修会 など

▶ **ICT活用教育サポートサイト**
活用事例、活用のための研修、
アプリの活用、FAQ など

▶ **オンデマンド・セルフ研修**
オンライン講義動画 など
※ログインが必要です

県内の学校 | スクールネット | G-TaK.NET BB | ぐんま教育フェスタ

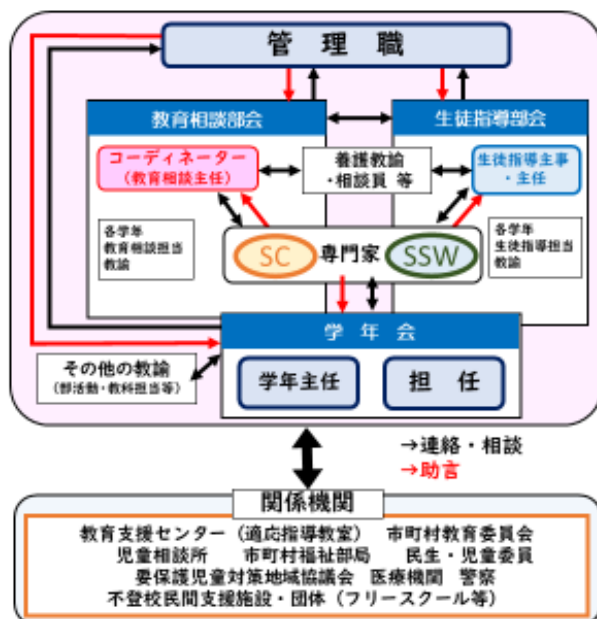
ぐんま教育賞 | 24時間学習SOSダイヤル | はばたく群馬の協賛プラン | 教育相談技術認定

調査研究 | 子供のための学びの支援 | 群馬県教員育成指標 | 研修履歴

先進プログラミング教育

協働による教育相談体制の充実

【教育相談体制の一例】



☑相談体制チェック

- 担任のみに保護者対応が偏っていないか
- 学年会等で教職員同士が気軽に相談しているか
- 教育相談部会は機能しているか
- 管理職が把握・助言しているか
- コーディネーターが調整しているか
- 情報共有のシステムが確立しているか
- SC・SSWに相談できるシステムが整っているか

【教育相談体制づくりのポイント】

- SC・SSWの役割、効果の十分な理解
- 教職員間で相談しやすい、風通しのよい職場づくり
- 管理職・生徒指導主事（主任）との情報共有と役割分担
- コーディネーター役の教員の位置づけ ※教育相談主任、不登校支援担当 等

SCやSSWと協働し、教育相談機能が発揮できるチーム体制を築くためには、**校長のリーダーシップ**に加えて、**コーディネーター役の教員の存在**が重要です。教育相談コーディネーターの役割は以下の通りです。

- SC・SSWの周知と相談受付
- SC・SSWとの連絡調整
- ニーズの把握
- ケース会議の開催
- 気になる児童生徒の情報共有
- 相談活動スケジュールの計画・立案
- 個別記録等の情報管理
- 校内研修の実施

次のページで「ケース会議の開き方のPOINT」を紹介します。

『児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～』

H29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議より

ケース会議の開き方のPOINT

【事前の準備】

- 情報収集と資料作成
- 参加メンバーの決定
- 日程と会議時間の設定
- 会議のねらいの明確化

＜ケース会議参加者の例＞

校内	管理職、学年主任、担任、教育相談担当、部活動顧問、生徒指導主事（主任）、養護教諭、SC、SSW
校外	福祉関係機関（児相、市町村福祉部局、民生・児童委員等）、小中学校（幼稚園）関係者、警察、教育委員会

【会議の流れ】（50分設定の例）

- ① 導入（5分）
 - ・参加者の確認、紹介
 - ・会議のねらい、流れ、時間を確認
 - ・留意事項の確認（守秘義務、受容的態度、誰も責めない）
- ② 情報共有・課題の把握（20分）
 - ・児童生徒の現状や困り感の報告（学校、家庭）
 - ・情報（これまでの支援状況等）の整理
 - ・課題の背景や要因の検討（仮説を設定）
 - ・本人の強み、活用可能な社会資源、キーパーソンの確認
- ③ 目標の設定・役割分担（20分）
 - ・現実的で評価しやすい目標を設定
 - ・目標に向けた対応策を検討、優先順位の確認
 - ・対応策について役割分担を明確化（誰が、何を、どのように、いつまでに）
- ④ 今後の支援の確認（5分）
 - ・今後の支援の確認
 - ・緊急対応の連絡方法の確認
 - ・次回の会議の日時等の調整

【留意事項】

- ・設定した会議の時間を守りましょう。
- ・担任が司会進行や記録をしないようにしましょう。
- ・支援者や保護者を否定せず、無用な対立を避けましょう。
- ・アセスメントシートを活用し、記録を残しておきましょう。



教育相談
コーディネーター

学校外の機関がもっている情報が思ったよりも多くて、新たな支援策が見えてきました。他機関との効果的な連携を継続できるように、誰も否定しない会議の進行を心がけたいです。

自分の責任ではないかと悩んでいました。複数の関係者と課題を共有できたことで、気持ちが少し楽になりました。



学級担任



SC

担任の先生と協力しながら心のケアが続けましたが、福祉面でのアプローチが得られることで、自分の役割がはっきりしました。

関係機関と連携して検討することで、学校としての支援の幅が広がりました。関係機関との連携もこれまでよりも壁が低くなり、他の事案にも生かせそうです。



管理職



SSW

支援に関する社会資源等をできるだけ多く探し、提供することで、少しでも先生方の方になりたいと思います。



相談はこちらから→



- ・18歳までの子供とその保護者、教職員が相談できます。
- ・学校等の生活・学業について、いじめや不登校、生活習慣、養育や発達、就学等の相談をお受けします。

「いつでも」「どこからでも」「いろいろな方法で」

電話相談

・つなぐん相談ダイヤル

0270-26-9200

来所相談

0270-26-9200 又は
sodon@edu-g.gsn.ed.jp
で御相談ください。

・24時間子供 SOS ダイヤル
(フリーダイヤル) なやみ いおう

0120-0-78310

訪問相談

来所相談をしている子供を
対象に、学校からの依頼等に
対応します。

0270-26-9200
に御相談ください。

あなたのお悩みを 聞かせてください

メール相談

総合教育センターWeb
ページ又は本チラシ上部に
掲載の2次元コードから
アクセスしてください。

高校生オンライン相談

(※高校生、中学生(一部地域
を除く)が対象)

学校から配布されるカードに
掲載の2次元コード等から
アクセスしてください。

教職員のための相談窓口

(※原則、採用1～5年目の
教諭・事務職員等が対象)

若手教職員相談:総合教育
センターWebページ又は
本チラシ上部に掲載の
2次元コードから
アクセスしてください。

つなぐんオンラインサポート

(通称「つなサポ」)

総合教育センターWebページ又は
本チラシ上部に掲載の2次元コード
からアクセスし、「つなサポ」専用
サイトより詳細を御覧ください。

月曜日～金曜日 9:00～17:00 第2・第4土曜日 9:00～15:00

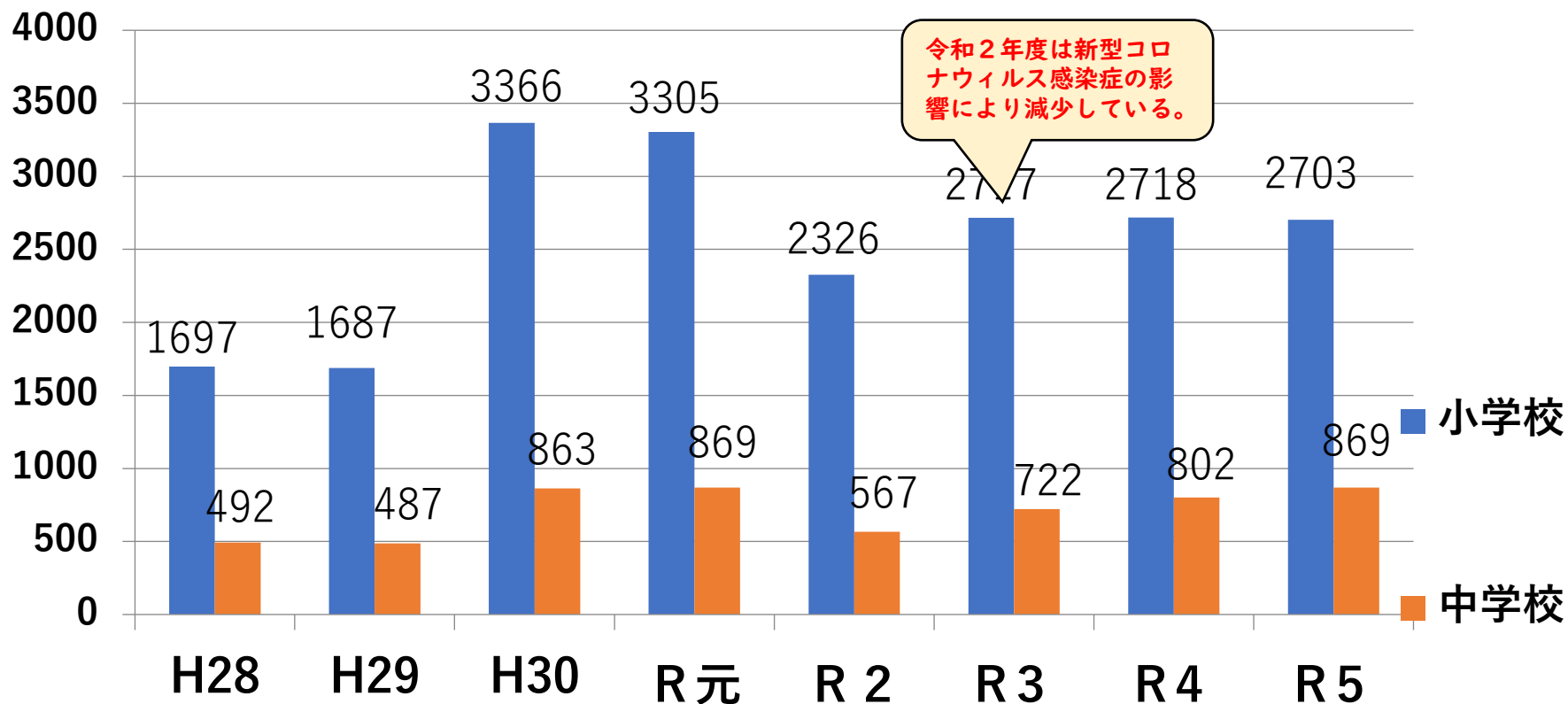
※24時間子供 SOS ダイヤル、メール相談、教職員のための相談窓口受付:24時間対応

居心地いい場所、探そう。 やりたいこと、見つけよう。 ～子どもたちに多くの選択肢を～

すべての子どもたちが学び続けるために	群馬県教育委員会からメッセージ
子どもの居場所を紹介します	子ども食堂・学習支援 ほか
あなたに合う「学びの場」を探そう	教育支援センター・フリースクール
やりたいこと見つけて、体験しよう	地域での多様な学び場 →「 講座・イベント検索 」 こちら ♪
デジタルクリエイティブの世界へようこそ	tsukurun
将来のために「学び直したい」あなたへ	青少年自立・再学習支援事業（中高生対象）
あなたの悩み、聞かせてください	相談窓口「心と学びのサポートセンター『つなぐん』」

いじめ認知件数の推移（群馬県）

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文科省）」より



(2) 各学校において、毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認すること。

いじめの対応は、**正確な認知**から

定義 法律による“いじめ”の定義

法律の成立前	加害側の行為の継続性や意図、与える影響の大きさなどにによりいじめと判断
法律の成立後	被害側が「嫌な思い」「苦痛」を感じれば“いじめ”と判断 (被害側の立場で判断・結果責任)

いじめ防止対策推進法（第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等が一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



＜いじめ防止対策推進法制定の目的＞

子どもたちの中で起きる **些細な出来事**
予期せぬ方向に推移して **重大な事態に至ることを防ぐ**

重要なこと
被害性に着目して
いじめを認知する

考え方 正確な“いじめ”認知の考え方

法律の定義では、「力の差」「継続性」「一方的」「意図的」「深刻」等の要素は全く含まれていません。
ふざけ合いやよくあるトラブルなどと安易に判断せず、見直すことがないようにしましょう。

間違った理解の例

- ☒ 一方的ではないのでいじめではない
- ☒ 友達同士だからいじめではない
- ☒ 一回限りのトラブルだからいじめではない
- ☒ こんな些細なトラブルだからいじめではない

法律上の“いじめ”を正しく理解し、正確に認知することが大切です。

対応 いじめの問題への対応

未然防止に向けて

- 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる
- 子供がいじめ問題を自分のこととして捉え、自ら活動できる集団をつくる など

早期発見に向けて

- 子供の声に耳を傾ける
- 子供の行動を注視する など

解消に向けて

- いじめられている子供や保護者の立場に立って対応する
- 単に謝罪をもって安易に解消と判断しない など



写

29 初児生第42号
平成30年3月26日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪田 知



(印影印刷)

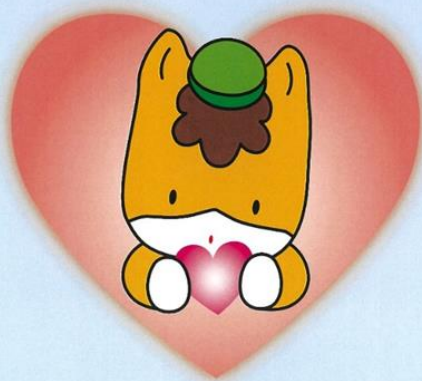
いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく 勧告
を踏まえた対応について（通知）



群馬県中学生版
「SOSの出し方に関する教育」プログラム

自分を大切にしよう

～こころのSOSの出し方・受け止め方～



群馬県

自分を大切に

～こころのSOSの出し方・受け止め方～

群馬県

最近、あなたは
何か**ストレス**を
感じることがあり



ストレスを
感じるか
ストレスが
たまっているか

自分がつらい気持ちになった時、
それを軽くするため
どのようなことをして

友だちがつらそうに
それを軽くするため
してあげたいことは

つらい気持ちになった時、
自分では
どのような**対処方法**を
使っていますか？



友だちが
いつもと違って
つらそうに

友だちがいつもと違って
つらそうにしている

○ 「大丈夫？」
「どうしたの？」
と声をかける

○ よ
「そん
「そ

あなたなら、ど



皆さんに一番伝えたいこと
一人で悩みを抱え込まないで

苦しい時には
助けを求めて
ください



こどもからのSOSを受け止める

～児童虐待・性被害からこどもを救うために～

step

1

SOSに気付く



性的虐待（身近な大人からの性被害）

- ☐ 年齢不相応な性知識、特異な自慰行為
- ☐ 他児の性器を触る、自己の性器を見せる
- ☐ 異性への過度な興味や接近
- ☐ 排尿等を痛がる、性器や肛門のケガ、膀胱炎・膣炎

topics

性犯罪の法律が変わりました（2023 7/13～）

- 暴行・脅迫・障害・アルコール・薬物・フリーズ・虐待・立場による影響力などが原因で、同意しない意思を形成したり（NOと思う）、表明したり（NOと

根ほり葉ほり聞かない

- 詳しく話す＝被害の再体験＋記憶の汚染を招く
- 「いつごろ・誰に・何を」までで止める。ただし、こどもが自ら被害開示する場合は遮らない。誘導とみなされるような具体的な例示をしない。
※詳しくは代表者聴取（警察・検察・児相の代表者による聴取）で聞きます。

step 3

SOSをつなぐ



「ないしょにする」はできない約束

- こどもから「誰にも言わないで」と言われても、こどもを守るために必要なことで、「こどもを守るお仕事をしている人にお話するね」などと伝え、相談窓口に連絡してください。
- 連絡することの許可を、こどもに求めないでください。許可を求めたことが、後で「私のせいで・・・」という、こどもの自責につながります。

こどもの親になんて言えば・・・

- 児童虐待を受けるこどもにとって、家庭は安全な場所ではありません。即日、通告や一時保護が必要です。また、親が加害者であった場合、「こどもから聞いた」と伝え、こどもへの被害がエスカレートする可能性があります。

スクールロイヤー活用事業について

特徴 1 定額で法律相談、職員研修等が上限なしで依頼可能（義務・高校）

- ・他県では相談 1 件や単位時間で単価があり、予算額の中で相談の上限があるところが多い

特徴 2 R3, 4で課題であった相談の流れを市町村と連携し、スムーズに（義務）

モデル事業時の相談の流れ



R7当初の相談の流れ



- ・学校から市町村教委に相談依頼し、その後は学校がSLと直接やりとり
- ・報告書の提出をなくし、市町村教委が簡易的な管理簿に活用状況をまとめる（教育事務所、県教委提出）
- ・市町村がSL配置をする際、ここでのやりとりをノウハウとして役立てる

いじめ問題対策推進事業について

～オール群馬「いじめ防止」の取組～



いじめ問題対策推進事業について



＜山田さんの思い＞

いじめがなくなるためには、みんなの個性や自分とちがうところを認め合うことが大切だと伝えたいと思い、このポスターを書きました。



R7年度いじめ問題対策推進事業スローガン

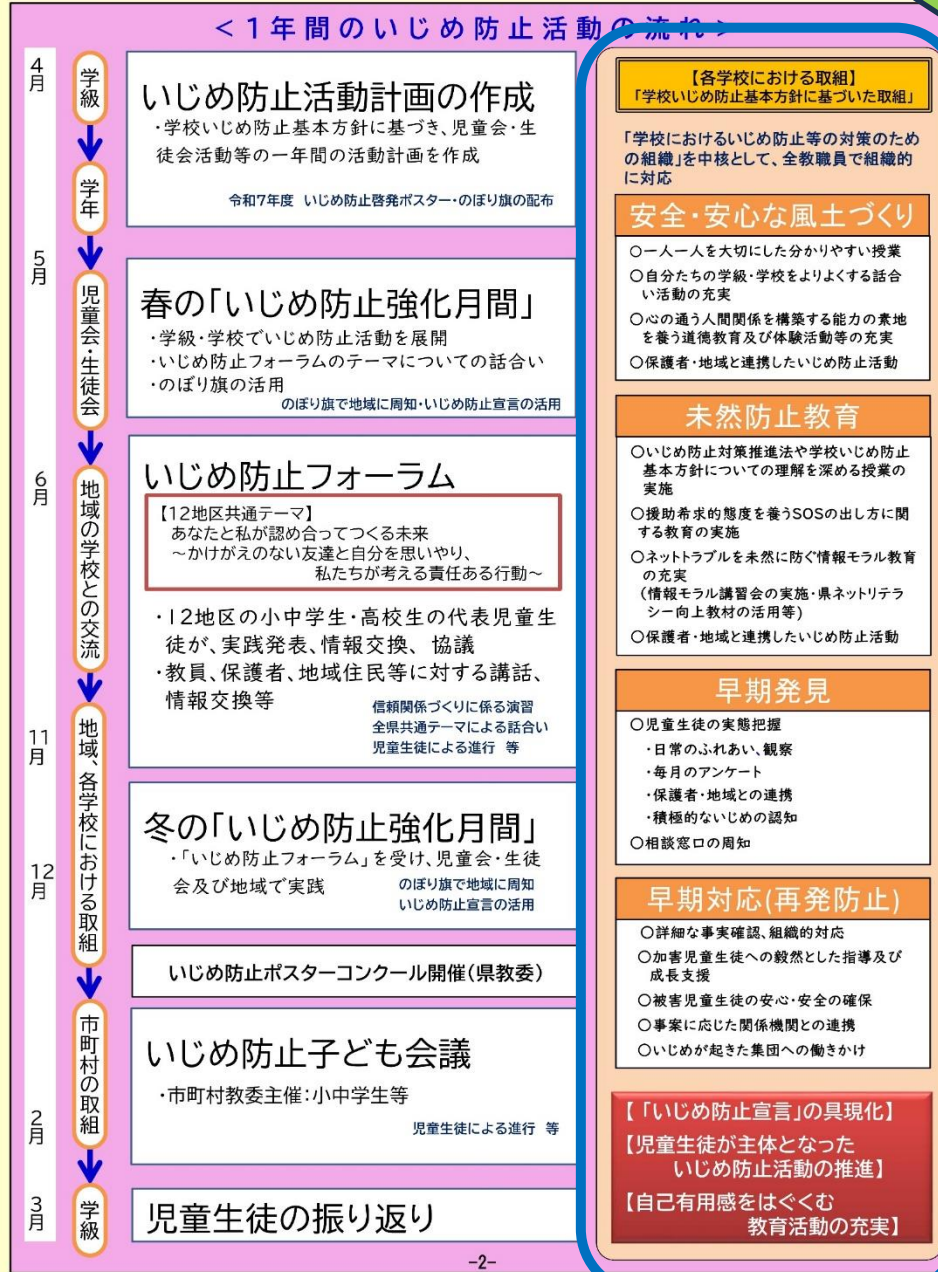
「私たちは、自ら友達の個性を認め合い、互いを思いやる信頼関係づくりができるように考え、行動します!」

【令和7年度いじめ防止活動スローガン】

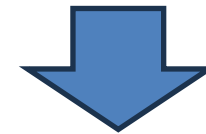
私たちは、自ら友達の個性を認め合い、互いを思いやる信頼関係づくりができるように考え、行動します！

義務教育課

令和7年度いじめ防止活動スローガン
私たちは、自ら友達の個性を認め合い、
互いを思いやる信頼関係づくりができる
ように考え、行動します！



【各学校における取組】



- ・「いじめ防止宣言」の具体化
- ・児童生徒が主体となった
いじめ防止活動の推進
- ・自己有用感をはぐくむ
教育活動の充実

いじめ対応の重層的支援構造

- ・いじめ防止対策推進法
- ・基本方針等(国→県→市町村→学校)
- ・いじめ重大事態ガイドライン
- ・こども基本法(R5.4.1施行)

困難課題対応的生徒指導

課題早期発見対応

課題予防的生徒指導

課題未然防止教育

発達支持的生徒指導

●特別な援助が必要な児童生徒に対して

- ▶ いじめの解消に向けた組織的な指導と援助
(学校のいじめ防止対策組織による被害ケア・加害指導・関係修復等)
双方の成長支援

●気になる児童生徒に対して

見逃さない！

- ▶ 予兆の発見と迅速な対応
- ▶ SOSの受け止め体制の整備
(健康観察・生活アンケート・チャンス相談・被害側の安全確保等)

●全ての児童生徒に対して

生み出さない！

- ▶ 道徳科や特別活動等、児童生徒主体のいじめ防止の取組
(いじめ防止強化月間・いじめ防止フォーラム・いじめ防止子ども会議
・sosの出し方教育・情報モラル教育)

- ▶ 多様性を認め、人権侵害をしない人を育てる人権教育等
(道徳科の授業・人権週間・法教育など市民性を育む教育・安全で安心な学校、学級づくり・自己肯定感を高められる声掛け等)

いじめのサイン 発見シート

監修 南田洋司 氏 大阪府立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定支援委員会委員

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。
言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、
これまでと違った行動や態度などが現れます。「いじめのサイン
発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

朝 (登校前)

※チェック欄は2欄、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ 朝起きてこない、布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 通学がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕 (下校後)

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をはしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友達遊びにこない、遊びに行かない。

夜間 (就寝後)

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜醒れになったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

夜 (就寝前)

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の問題がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも触っている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズがある。

「いじめ」をしていますか？

いじめる側になっていると、
次のようなサインが出ていることがあります。

- ☐ 言葉づかいが悪くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 手にお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しみ通わせる友達が出来るかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりがから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものような変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

「あれ？」
もしかしてと
思ったら...

- 子どもにとって自身を相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、聞いてあげたり、話を聞いてあげたりしてあげましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを周囲に伝えましょう。
- いじめている人が悪い、いじめられている人は悪いと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しない」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「聞いてあげないでいじめられる」

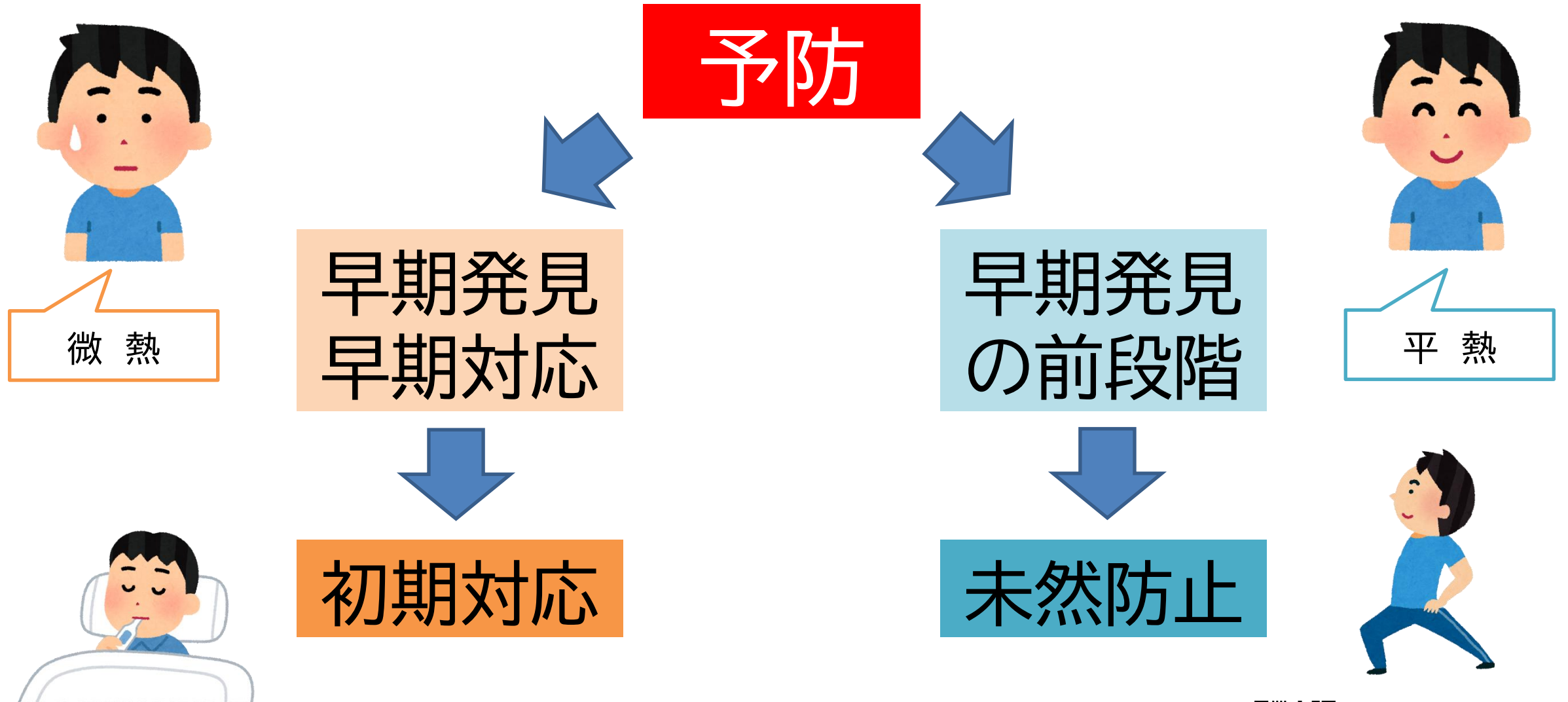
ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

重層的支援構造で見る生徒指導体制チェックシート

群馬県教育委員会義務教育課

課題への対応(リアクティブ)	困難課題対応的の生徒指導 □ コーディネーター役の教員(教育相談主任等)を位置付けて組織的な体制を整えている。 □ 困難な課題に直面した際、機動的な連携型支援チームに管理職や養護教諭、SCやSSW等を加えた校内連携型支援チームを招集し、ケース会議を開いている。 □ 有事の際の、校外の関係機関を含めたネットワーク型支援チームでの支援を想定し、日頃から、教育委員会や児童相談所、警察等、校外の関係機関と連絡を取り合っている。 □ いじめの重大事態が疑われる事案が発生した際、速やかに市町村教育委員会へ相談している。 □ 犯罪行為と取り扱われるべきいじめに対しては、速やかに警察署と連携して対応している。 □ 不登校を問題行動と捉えず、SCやSSW等専門スタッフによる適切なアセスメントのもと、組織的に支援に当たり、必要に応じて外部機関との連携も行っている。 □ 不登校児童生徒の学びの保障に向け、ICTや学校内外の多様な教育機会の積極的な活用を図っている。 □ 事案の解消や終結後、一連の対応の成果と課題を共有し、次の指導・援助につなげている。
課題早期発見対応	課題早期発見対応 □ 定期的にいじめアンケート(生活アンケート)を実施するとともに、実施後には速やかに内容を確認している。 □ 日常の観察の様子や、いじめアンケート結果を学年会等の場で定期的に共有し、気になる児童生徒を早期に見出すスクリーニングを行っている。 □ 早期の段階で課題が発見されたときには、担任一人で抱え込むことなく、学年主任や生徒指導主事等と協力した機動的な連携型支援チームで対応している。 □ 法に基づいた認知のもと、いじめの発見をした際には、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ対策組織に情報を集約している。 □ いじめの解消については、①行為がやんでいること②被害者が苦痛を感じていないことを本人や保護者に確認した上で判断している。 □ 不登校の予兆が見られた際には、保護者・養護教諭・SC等と連携して支援に当たっている。 □ 長期休業前には通信等を利用して相談窓口の周知を行っている。
日常的な生徒指導(プロアクティブ)	課題未然防止教育 □ 下地となる生命や健康に関する授業(道徳や保健体育)の実施のもと、SOSの出し方・受け止め方に関する授業を計画的に年1回以上実施している。 □ 道徳科や学級活動の時間に、児童生徒が自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに、いじめの問題を自分事として捉え、考え、議論する授業を実施している。 □ いじめ防止フォーラムや市町村のいじめ防止子ども会議の成果を、特別活動等の時間において、自校のいじめ防止教育に活用している。 □ 学校いじめ防止基本方針を教職員・保護者・地域で共有している。(研修の実施、ホームページでの公開等) □ ネットいじめや犯罪被害、依存症の防止に向けた情報モラル教育を計画的に実施している。(県ネットリテラシー向上教材や情報モラル講習会の実施等) □ 警察との連携を通して、交通安全教室・薬物乱用防止教室・非行防止教室等を計画的に実施している。
発達支持的生徒指導	発達支持的生徒指導 □ 誰もが「分かる授業」「面白い授業」の展開に向けた授業改善に取り組んでいる。 □ 教師と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の温かな人間関係づくりに向けた学級経営や授業の充実に取り組んでいる。 □ 授業で「自らの意見を述べる」「自ら考え、選択し、決定する」「アイデアを形にし、発表する」等の体験を意図的に設定している。 □ いじめや暴力行為には毅然と立ち向かうとともに、挑戦や失敗、互いの個性や多様性を認め合えるような風土づくりに向けた学級経営の充実に取り組んでいる。 □ 学級目標やルール、係活動など決定する場面では、教師の支援のもとで、児童生徒が自分事として捉え、主体的に意見表明し、参画できる場を設定している。 □ 児童生徒一人一人の強みを見付け出し、教職員間、児童生徒間で共有する場を設定している。 □ 児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通した個と集団への働きかけを積極的に行っている。

いじめの予防について



参考:独立行政法人教育支援機構校内研修シリーズ「いじめのとりえ方と予防」藤平 敦

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/056.html>



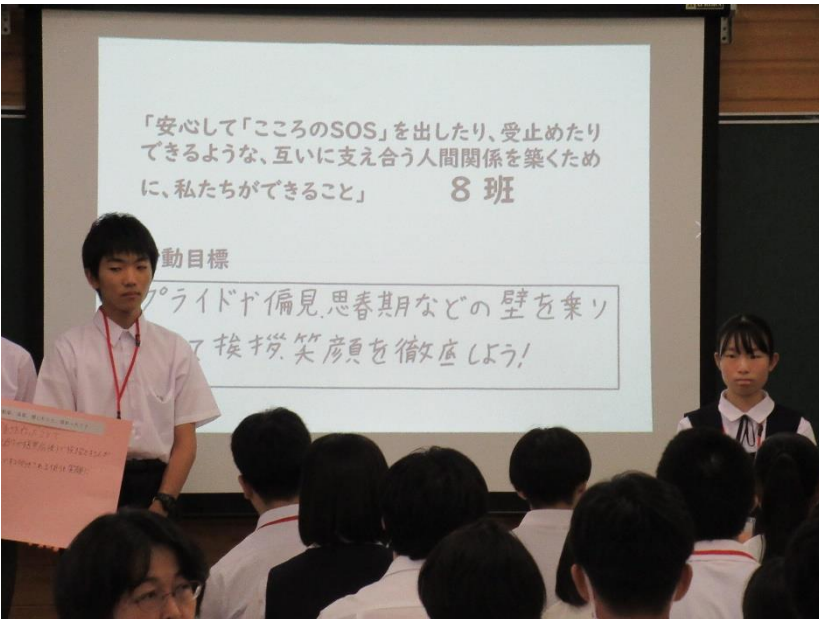
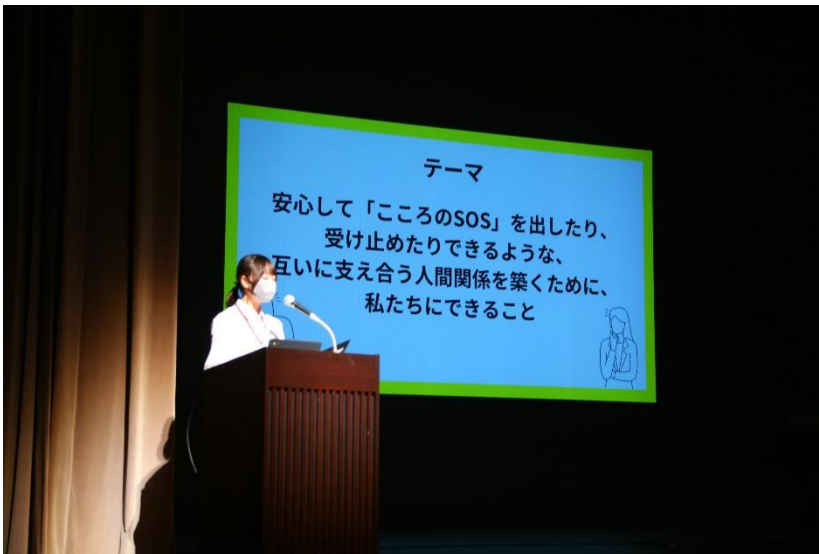
いじめの予防について

魅力的な学校をつくるための基盤となる**学級経営の充実**



一人ひとりの児童生徒の**心の居場所**づくり

いじめ防止フォーラム



いじめの対応は、**正確な認知**から

定義 法律による“いじめ”の定義

法律の成立前 加害側の行為の継続性や意図、与える影響の大きさなどによりいじめと判断

法律の成立後 被害側が、「嫌な思い」「苦痛」を感じていれば“いじめ”と判断（被害側の立場で判断・結果責任）

いじめ防止対策推進法（第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する等している学校（以下「学校」という。）等その他の教育施設（以下「教育施設」という。）において行われることにより、当該児童等の身体的・精神的苦痛を生じさせることであつて、当該児童等の身体的・精神的苦痛を生じさせることと認められるものをいふ。

＜いじめ防止対策推進法制定の目的＞

子どもたちの中で起さる **些細な出来事** 予期せぬ方向に推移して **重大な事態に至ることを防ぐ**

重要なこと

被害性に注目して いじめを認知する

考え方 正確な“いじめ”認知の考え方

法律の定義では、「力の差」「継続性」「一方的」「意図的」「深刻」等の要素は全く含まれていません。ふざけ合いやよくあるトラブルなどと安易に判断せず、見逃すことがないようにしましょう。

間違った理解の例

- ❌ 一方的ではないのでいじめではない
- ❌ 友達同士だからいじめではない
- ❌ 一回限りのトラブルだからいじめではない
- ❌ こんな些細なトラブルだからいじめではない

法律上の“いじめ”を正しく理解し、正確に認知することが大切です。

対応 いじめの問題への対応

未然防止に向けて

- ・望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる
- ・子供がいじめ被害を自分のこととして捉え、自ら活動できる集団をつくる など

早期発見に向けて

- ・子供の声に耳を傾ける
- ・子供の行動を観察する など

解消に向けて

- ・いじめられている子供や保護者の立場に立って対応する
- ・単に謝罪をもって安易に解消と判断しない など



校種ごとのいじめの態様現状（令和5年度）

【小学校】

●冷やかしか
からかい
61%

●軽い暴力
26%

●嫌なことを
させられる
17%

【中学校】

●冷やかしか
からかい
67%

●軽い暴力
16%

●嫌なことを
させられる
15%

【高校】

●冷やかしか
からかい
60%

●PC等で
誹謗中傷
21%

●仲間はずれ
11%

【特別支援学校】

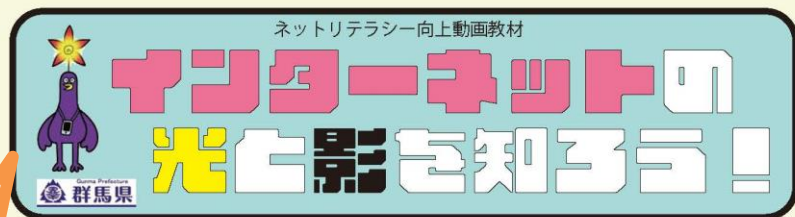
●軽い暴力
26%

●冷やかしか
からかい
23%

●嫌なことを
させられる
21%

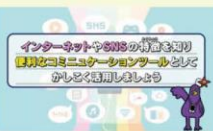
ネットリテラシー向上教材

R3 動画 教材



本県の「教育イノベーションプロジェクト ICT リテラシー向上 PJ」の一環で、児童生徒がネットリテラシーを学ぶことのできる動画教材を制作し、youtube「tsulunos チャンネル」で配信しています。ぜひ、小中学校等の授業でもご活用ください。

- 【ストーリー 1】SNS による適切なコミュニケーションについて考えよう
- 【ストーリー 2】SNS を安全に使用するために注意すべきことを考えよう
- 【ストーリー 3】インターネットに依存せず、適切に使用するために必要なルールについて考えよう



動画教材の特徴

- ・児童生徒が自分事として疑似体験できるように、具体的事例を踏まえたリアリティのある再現ドラマ形式となっています。
- ・インターネットの「影」を強調し、児童生徒をインターネットから遠ざけるのではなく、トラブルを防ぐ方法と「光」の部分を知ること、適切に活用できるようになることを目的としています。
- ・インターネットに接続する機器やサービスが新たに誕生しても変わらない、インターネットの特性である「記録性」「公開性」「匿名性」などを伝える内容になっています。
- ・本教材だけでネットリテラシー教育を完結させるものではなく、視聴を通じて児童生徒が興味を持ち、自ら学びきっかけをつくります。

<動画の構成 (1 ストーリー約 15 分)>



前半：インターネットの影の部分のドラマ後半：トラブルを防ぐ方法とインターネットで広がる世界

本動画教材を用いた学級活動指導案を「群馬県教育委員会 各課発行・提供資料」に掲載してあります。 URL http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=829



群馬県 ICT リテラシー向上 PJ 教材第 2 弾！！



本教材は、物語を読み進めながら、主人公目線で選択肢を選び、自分の判断によって様々なストーリーが展開していくマルチエンディングタイプの【体験型 web 教材】です。

「もしも自分だったら…」 「こっちを選んだらきっとこうなるかな…」 想像力を働かせながら、インターネットの適切な利用について考えることのできる構成となっています。

以下の URL または 2 次元コードから利用することができます。

<https://www.gunma-netliteracy.com>



30分くらい
いいんじゃない
かな・・・



終わりにしたいけど
みんないるし...



本教材を活用した学級活動指導案が「群馬県教育委員会 各課発行・提供資料」からダウンロードできます。 URL http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=829

R4 体験 型 web 教材



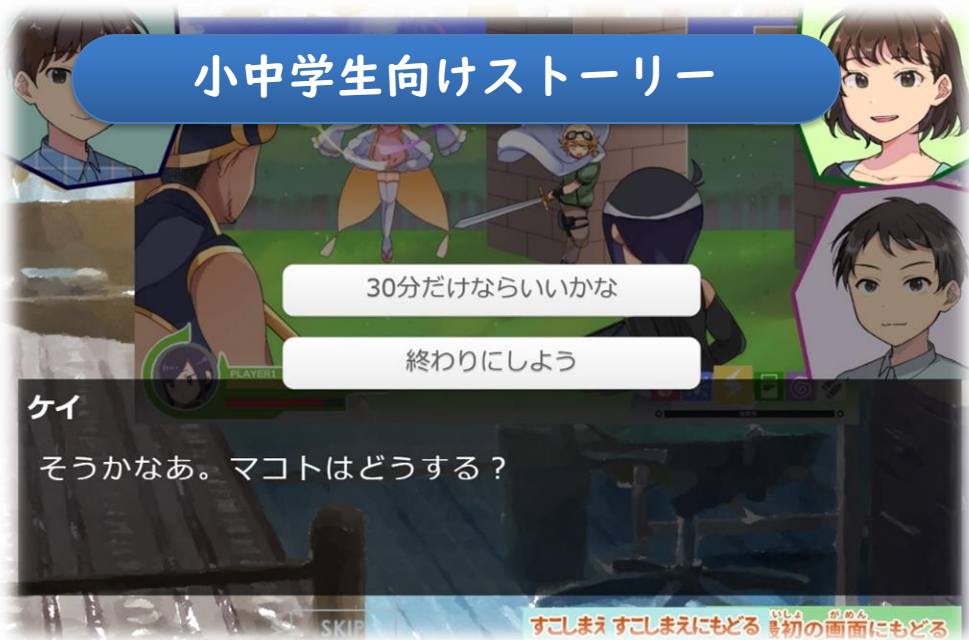
インターネットの光と影を知ろう!

～群馬県ネットリテラシー教材～

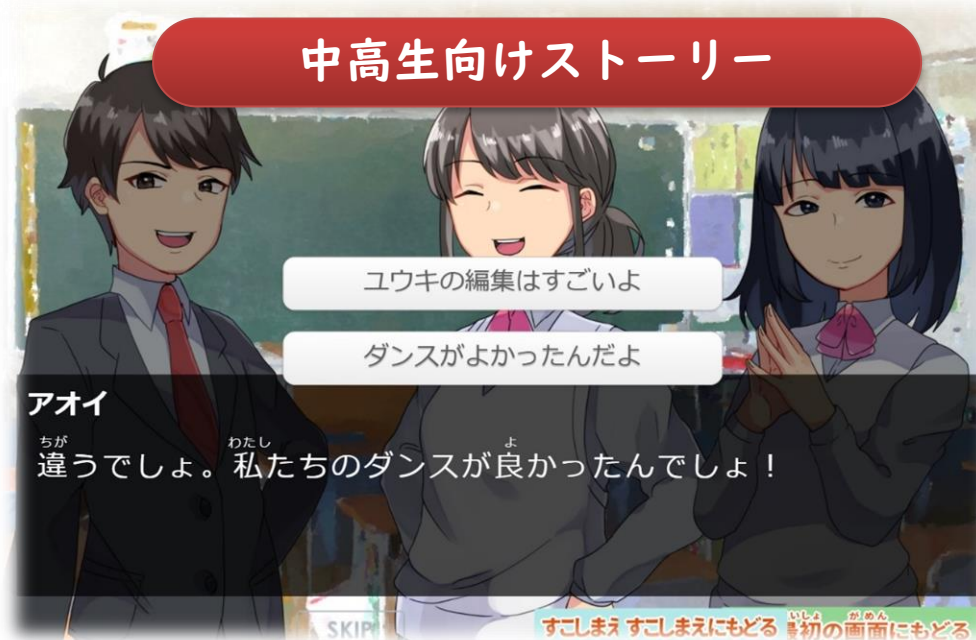


- ・主人公目線で自分事として物語を読み進める。
- ・読み手の選択によりストーリーが変化。
- ・選択によってエンディングの内容や登場人物が異なる。
- ・随所にトラブルの種がちりばめられている。
- ・児童生徒は4つのリテラシーを働かせながら自己決定を繰り返す。
- ・全員共通の疑似体験を通した話し合い活動ができる。

小中学生向けストーリー



中高生向けストーリー



「ネットリテラシー向上教材」(県教委)

http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=829



いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂(R6.8.30)

概要

背景

・平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成

・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。

⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

新規重要！

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載

・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

いじめに対する平時からの備えについて

令和6年 8月30日「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定について(通知)」

令和6年12月25日「いじめ防止対策の更なる強化等について(事務連絡)」

令和7年 3月 6日「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて(通知)」

■全ての教職員が、

- ・法等に基づくいじめの定義の正しい理解や組織的対応の在り方、重大事態に対してどう対処すべきか等、確実に認識
- ・職員会議や教員研修等において、いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等の理解を深める。

■学校いじめ対策組織について(対策の中核を担う)

- ・教職員が認識、確認できているか。
- ・「可視化」や「心理的安全性」が確保されているか
- ・児童生徒、保護者、関係機関に説明しているか

いじめに対する平時からの備えについて

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

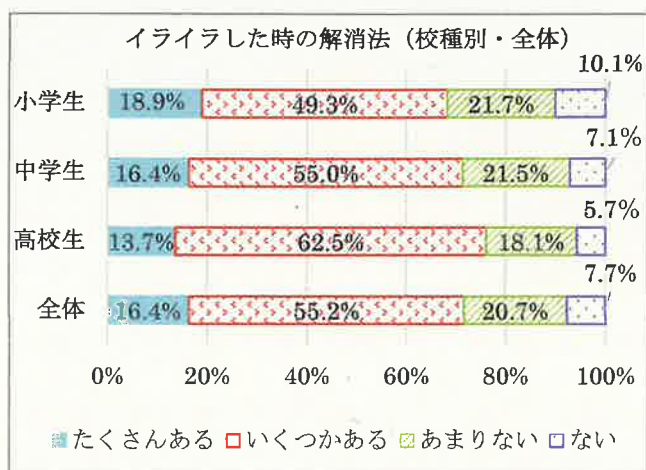
チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

本チェックリストは、いじめ重大事態に対する、平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものです。
全10ページで、1ページ目が「学校における平時からの備え」についてになっている。

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_4.docx

令和6年度「児童生徒の生活と規範意識に関するアンケート調査結果」
 【小学校5・6年生 抽出30校 2,106人 中学校1～3年生 抽出12校 3,204人
 高等学校1・2年生 抽出6校 1,806人 合計48校 7,116人】

○イライラした時に自分なりの解消法がある。



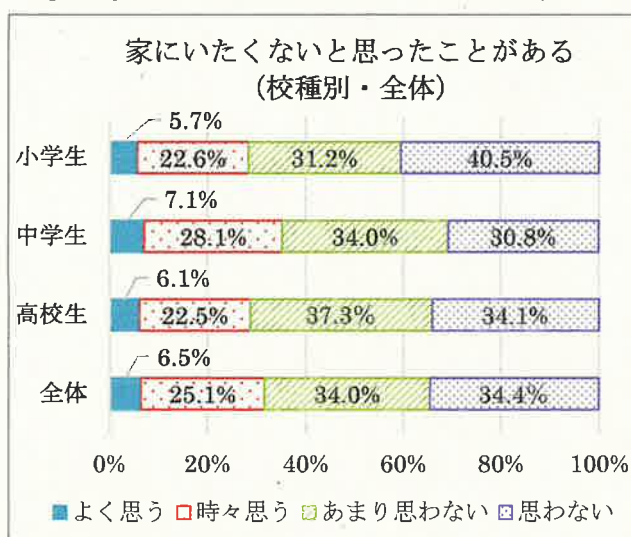
○イライラした時の解消法について

＜考察＞

「イライラした時の解消法」について、「たくさんある」「いくつかある」の回答した割合は、校種が上がるごとに増加傾向にある。

引き続き、学校等を通じて、児童生徒にイライラした時に加害的な事案（器物損壊、対人暴力等）を起こさないよう、セルフコントロールの重要性について啓発する必要性がある。

○家に帰りたくないと思ったことがある。



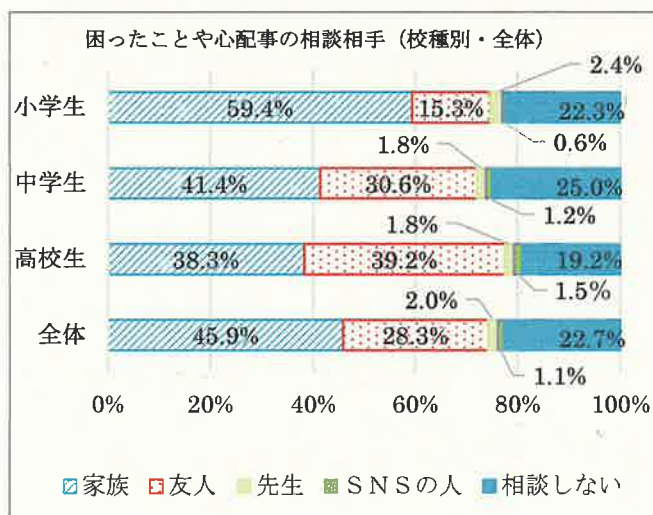
	よく思う	時々思う	計
小学生	5.7%	22.6%	28.3%
中学生	7.1%	28.1%	35.2%
高校生	6.1%	22.5%	28.6%
全 体	6.5%	25.1%	31.6%

○「家にいたくないと思ったこと」について

＜考察＞

「よく思う」「時々思う」の回答が全体では3割を越えており、校種別では中学生が35.2%と最も多い。この意識が行方不明事案につながるおそれもあることから、家族とのコミュニケーションの重要性を訴える啓発は重要である。

○困ったことや心配事を聞いてくれる人（家族、友達など）がいる。



○「相談」について＜考察＞

相談相手について、校種が上がるごとに「家族」が減少し、「友人」が増加している。全体の傾向として、約2割が「相談しない」と答えていることから、予防教育等で、一人で悩まず、身近な信頼できる人に相談したうえで、大人につなげられるよう周知する必要がある。

プライベートゾーンをおぼえよう

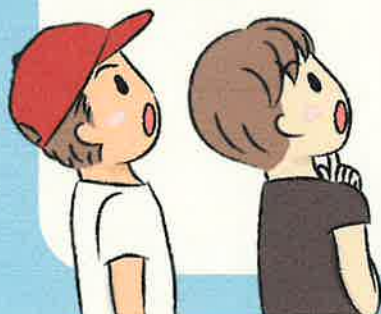


プライベートゾーンとは、みずぎを きると かくれるぶぶん。
じぶんだけの だいじな ばしょだよ。

みずぎで
かくれる ぶぶん



ほくだけの だいじな ばしょ



みずぎで
かくれる ぶぶん



わたしだけの だいじな ばしょ



おくちも だいじな ぶぶんだよ。

まもろう! プライベートゾーンのおやくそく

ほかのひとの プライベートゾーンを
かってに みたり さわったりしない
ように しようね。



もし、みられたり さわられたりしそう
になったら「いや」といおうね。
おとなにも おはなし してね。



いやなことを されている おともだ
ちが いたら たすけてあげよう。
おとなにも おはなし してね。



小・中学校生徒指導対策協議会

発達障害等の特別な配慮が必要な
児童生徒の支援・指導について

気になる子どもの理解と支援

見方を変える・先生が変わる・子どもが変わる

【ことばの理解】

- 初めて聞くことばの意味や文脈から類推することができない。
- 抽象的な表現や比喩は分からない。など

【いろいろな感覚】

- 皮膚の感覚が過敏で長袖を着たがらない。
- 音に敏感で非常ベルやトイレの水洗の音などを怖がる。
- 口の中の違和感から偏食がある。など

【社会性】

- 相手の感情や表情を理解することが難しく、相手の気分を害する言動をとってしまう。
- 周りの人への関心が薄かったり、逆に一方的なかかわり方をしてしまったりする。など

【聞き取り】

- 先生の声など必要な声だけを聞き取ることが難しい。
- ことばだけの指示は記憶に残りづらく忘れてしまう。など

指示通りにできなかったり、忘れ物が多かったりする A くん



こんなふうに A くんを捉えていることはありませんか？

- ・ 何度同じことを言っても分からない
- ・ 注意力が足りない
- ・ 親が協力的ではない

A さんの「考え方の特徴」や「困り感」



「友達の話し声や周りの音が気になって先生の話をしていることがよく分からないんだ…」

「あれ？先生はその後なんて言ったんだっけ…」

「また怒られちゃうから、みんなの後についていけなくちゃ…」



A さんの行動の意味と支援の手立て

A さんの行動の意味

先生の話し声も、周囲の雑音も、同じレベルで聞こえてしまうため、特定の声だけを聞き取ることに困難がある

とくに集団の中や、音が反響する場所では、その困難さが大きくなる



支援の手立て

- ・できるだけAさんの近く、それも正面で話しかけるようにする
- ・周囲が騒がしければ他の子にとっても聞き取りづらくなるため、人の話にしっかり耳を傾ける学級づくりをする

A さんの行動の意味と支援の手立て

A さんの行動の意味

耳から入った情報を記憶しておくことが苦手で、すぐに内容を忘れてしまう

そのために指示の内容が分からなくなったり、忘れ物が多くなったりしてしまう



支援の手立て

- ・ 指示はできるだけ短い表現にする
- ・ 黒板に板書して目で見て捉えさせるようにする
- ・ 連絡ノートその他、その場で必要なことは付箋紙（メモ）に書いて机に貼って示す

A さんの行動の意味と支援の手立て

A さんの行動の意味

言葉の意味や指示の内容が理解しにくいため、何度も同じことを繰り返し聞きにいったりする

また、先生から注意されないようにするため、分かったふりをして友だちの行動を見ながら動く習慣が身に付いている



支援の手立て

- ・ 問いかけには分かりやすい言葉で置き換えたり、言葉の意味を説明する
- ・ 分からないことは恥ずかしいことではないことを伝え、友達や先生に安心して聞くことができる環境をつくる

授業中に離席してしまうことが多いBくん



こんなふうにBくんを捉えていることはありませんか？

- ・我慢が足りない
- ・家庭でのしつけができていない
- ・授業が中断してしまい他の子の迷惑になる

B さんの「考え方の特徴」や「困り感」



「長い時間座っていると体がむずむずして、なんだか分からないけど手足がそわそわ動き出しちゃうんだ…」

「先生が見せてくれた虫メガネって、おもしろそうだから、早く使いたいよ…」

「やる事がなくなっちゃたから、Cさんのところに行ってこよう…」



B さんの行動の意味と支援の手立て

B さんの行動の意味

動きを制限されたり、決まった姿勢を持続したりすることが苦手
一つのことに集中するのが難しい
ため、気持ちがそわそわすると、よそ見をしたり、手足を動かしたりとなかなか落ち着かない



支援の手立て

- ・一つの課題を短くする
- ・課題が終わったら先生のところに持ってこさせるなど、課題の量の調整や動きのある活動を取り入れる

B さんの行動の意味と支援の手立て

B さんの行動の意味

興味がある物が目に入ったり、関心のある話題が聞こえてきたりすると、そのことが気になってしまい気がついたときには席を離れてしまう



支援の手立て

- ・「いつ」「どのように」など、使うときや方法を明確に示す
- ・机や本人の視野に入る場所に関係のない物を置いたり、掲示したりしないようにするなど、周囲から余計な刺激を少なくする

B さんの行動の意味と支援の手立て

B さんの行動の意味

次にやることややり方の順番が分からなかいと、興味や関心のあることに注意が移り、席を立ったり、自分のやりたいことを始めたりしてしまう



支援の手立て

- ・ 今すること、次にすることを、視覚的に分かりやすく示す
- ・ 課題が終わったら自分がすることをあらかじめ決めておくなど、見通しを持たせる

子どもの行動の意味を考える

- ・ その子が行った行動の意味が理解しにくいと「問題行動」と決めつけてしまいがち。しかし、子どもにしてみると「問題解決行動」であることが多い。
- ・ その行動をやめさせることだけを強いるより、新しい解決方法を提案し、身に付けさせる方が有効であり、本人にとっても負担が少なくてすむ。
- ・ 子どもの行動を「よい」「悪い」で評価せず、まずはその行動の意味に思いを巡らせ理解する。
- ・ その上で、次に同じ場面が起きたときにどう対処したらよいかを、子どもと一緒に考え、本人に決めさせる。

共感する

- ・発達障害のある子どもの場合、一方的に指示されたり、説得しようとする、その人の言っていることが正論であっても、意固地になり、気持ちが興奮してパニックになることもある。
- ・人から認めてもらったという経験が少ないため、ゆがんだ捉え方をする傾向がある。
- ・子どもは、人から認められることの喜びを通して、認めてくれる他者の思いを理解しその期待に応えようとする。それが共感。
- ・まずは今そこにいる子どもを受け止めて認めることから始める。信頼関係の構築が何より大切。

学校全体で取り組む

- ・ 気になる子や障害のある子どもにとって分かりやすい授業や過ごしやすい空間は、他の子どもたちにとっても分かりやすい授業であり、過ごしやすい空間。
- ・ 特別な指導を目指すより、お互いを思いやる気持ち、助け合う姿が日常的に見られるような、誰にとっても優しい環境づくりとしての学級経営。
- ・ 小学校では授業をはじめ担任の先生が学級の子どもにかかわることが多いため、担任の先生が一人で負担を抱えがち。
- ・ 「気になる子ども」を理解するためには、複数の目で見ることが大切。
- ・ 校内の支援態勢を整え、学校全体で「気になる子どもたち」はもとより、担任の先生を支援するシステムづくりが必要。

困ったことがあったら相談を



- ・ 県立特別支援学校の専門アドバイザー
- ・ 各教育事務所の特別支援教育専門相談員
- ・ 各市町村の障害福祉関係課
- ・ 発達障害教育支援センター 等

Web資料（ダウンロード）



群馬県総合教育センター ホームページ

- 各課発行・提供資料
- 特別支援教育課
- 発達障害理解推進パッケージVer.05 等



スクールカウンセラー活用事業

スクールソーシャルワーカー活用事業

(新規) スクールロイヤー活用事業

群馬県教育委員会 各課発行・提供資料



2種類のSSW

○巡回型

・中学校に配置されている場合は、
校区内の小学校も支援可能
⇒学校間で調整

○派遣型

・巡回型が配置されていない学校の
支援、緊急支援等
⇒市町村教委を通じて事務所へ依頼

SC・SSWの役割と効果

教育相談体制の充実を図るためには、学校がSC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)の役割や活用による効果等を理解することが大切です。

SCの役割

児童生徒が抱える問題について、心理の専門家として児童生徒本人や保護者に対して心理的なアプローチをします。

■SCの主な業務

- 児童生徒・保護者との面談
- 保護者への関係機関の紹介
- 教育相談全般に対する助言
- 問題行動等の予防的支援
- 各種研修会等の講師

■SC活用による効果(例)

- ◆不登校傾向の子供との定期的な面談記録から、心の状態や支援方針についての確かな助言をもらえたことで、担任が自信をもって子供と向き合うことができた。
- ◆担任と保護者がSCから、子供への接し方や褒め方など、医療機関の診断をもとにした具体的な助言をもらい、継続して見守ってきたことで、子供は落ち着きを取り戻し、家庭と連携した支援が可能となった。
- ◆SOSの出し方教育に関する授業をSCとのチームティーチングで実施し、心理の専門家の視点で子供たちに向けてメッセージを伝えてくれた。
- ◆校内研修でアンガーマネジメントについて講師をお願いした。研修内容はその後の生徒指導に大変役立った。

■研修会等のテーマ例

- ・ストレスマネジメント
- ・ソーシャルスキルトレーニング
- ・発達障害の子供の理解
- ・保護者との信頼関係づくり

SSWの役割

家庭環境に関する問題(貧困・虐待、※ヤングケアラー等)、いじめ、不登校、本人の発達に関する課題等に対し、福祉の専門家として、下図のような手法によって、関係機関と連携を図りながら福祉的なアプローチをします。
※ヤングケアラー…家族の世話や家事をすることで、年齢や成長に見合わない過度な負担を強いられている児童生徒

■SSWによる問題解決の流れ (ソーシャルワークの手法)

- ①問題の発見・情報の収集
- ②見立てと課題の明確化(アセスメント)
- ③目標設定・役割分担(プランニング)
- ④支援の実施と評価(モニタリング)

■SSW活用による効果(例)

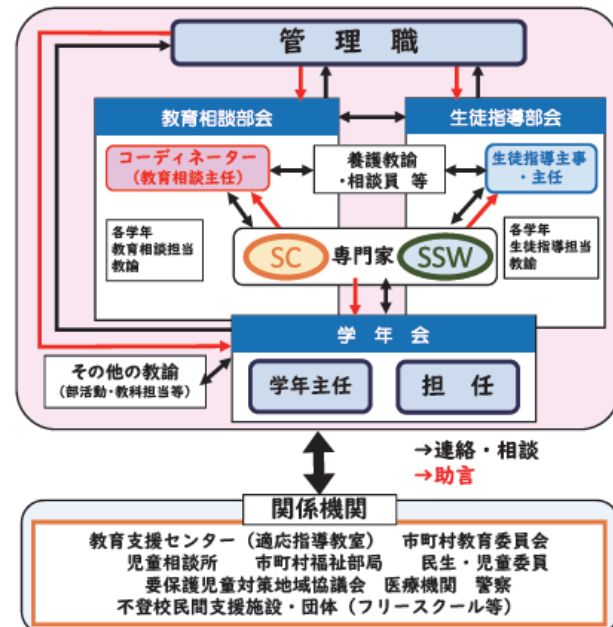
- ◆情報を整理し、関係機関等と連携したり、社会資源を活用したりすることで、これまで学校にとってなじみの少なかった福祉の視点からの支援に対する理解が深まった。
- ◆ケース会議の開催を通して、管理職、担任、養護教諭、SC、関係機関等の役割分担を確認しながらチームとして支援をする意識が高まった。
(ケース会議の開催については最終ページ参照)

■連携可能な関係機関等

保健福祉・医療関連	児童相談所、市町村福祉部局、保健福祉事務所、発達障害者支援センター、こころの健康センター、医療機関 等
警察・司法	警察署、少年サポートセンター、裁判所 等
地域	民生・児童委員、要保護児童対策地域協議会、地域子育て支援センター 等

協働による教育相談体制の充実

【教育相談体制の一例】



☑相談体制チェック

- ☐ 担任のみに保護者対応が偏っていないか
- ☐ 学年会等で教職員同士が気軽に相談しているか
- ☐ 教育相談部会は機能しているか
- ☐ 管理職が把握・助言しているか
- ☐ コーディネーターが調整しているか
- ☐ 情報共有のシステムが確立しているか
- ☐ SC・SSWに相談できるシステムが整っているか

【教育相談体制づくりのポイント】

- SC・SSWの役割、効果の十分な理解
- 教職員間で相談しやすい、風通しのよい職場づくり
- 管理職・生徒指導主事(主任)との情報共有と役割分担
- コーディネーター役の教員の位置づけ ※教育相談主任、不登校支援担当 等

SCやSSWと協働し、教育相談機能が発揮できるチーム体制を築くためには、
校長のリーダーシップに加えて、**コーディネーター役の教員の存在**が重要です。
教育相談コーディネーターの役割は以下の通りです。

- SC・SSWの周知と相談受付
- SC・SSWとの連絡調整
- ニーズの把握
- ケース会議の開催
- 気になる児童生徒の情報共有
- 相談活動スケジュールの計画・立案
- 個別記録等の情報管理
- 校内研修の実施

次のページで「ケース会議の開き方のPOINT」を紹介します。

『児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～』

H29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議より

スクールロイヤー活用事業

1 事業内容

(1) 法的相談

学校等で発生した様々な問題に対して、学校や教育委員会がスクールロイヤー（弁護士）から直接電話相談や面談等により**法的側面からの助言**を得る。

事例が長期化・深刻化する前に、中立的な立場から助言

(2) 法教育、教職員研修

弁護士を講師とした法的側面からいじめの予防に関連する**児童生徒向けの授業**や、適切ないじめ対応等に関する**教職員研修**を実施する。

※相談・研修・授業等の申込みは、実施要項をご確認ください。

スクールロイヤー活用事業

法務相談への流れ

①報告・相談

学校が電話等で市町村教育委員会に報告・相談する。

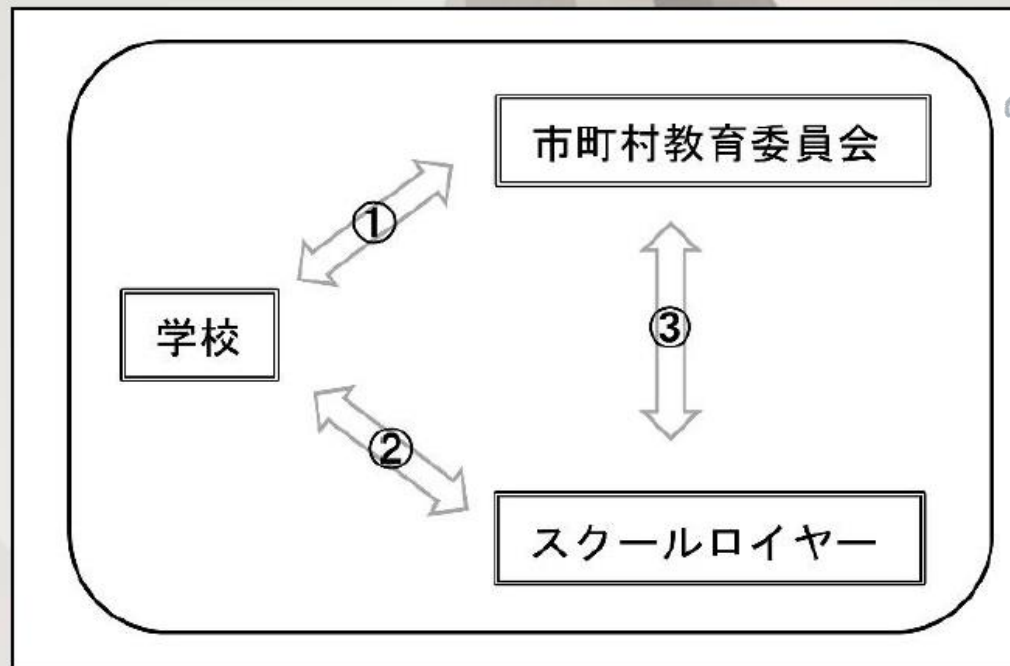
②相談・助言

学校がスクールロイヤーに直接連絡を入れ、相談する。

スクールロイヤーは学校からの相談に対して助言する。

③確認・相談

市町村教育委員会は必要に応じて、スクールロイヤーに事案の確認を行ったり、相談したりする。



2 事業の実施方法



(1) 学校からの電話及び面談等による法的相談への対応

＜助言が想定されるケース＞

- ・ 触法や非行等の問題行動への対応
- ・ ネットトラブルへの対応
- ・ いじめの問題に係る対応
- ・ 児童虐待に関する対応
- ・ 保護者からの過度なクレームへの対応
- ・ 教員の指導に対する不満への対応
- ・ 学校事故における法的責任への対応
- ・ 学校のコンプライアンス体制への助言

「どう対応すればいいか？」とスクールロイヤー任せではなく、「こういう対応しようと思うが問題ないか？」のように、学校の対応について法的に問題ないか確認したり、「こういうケースでは、どんなことに気を付ければよいか？」のように、具体的な場面における助言をもらったりするなど、学校の主体的な取組の背中を押してもらいましょう。

2 事業の実施方法

学校主催



(2) 法的側面からのいじめ予防に関連する授業

及び 教職員研修への対応

① 法的側面からのいじめ予防や法教育に関する授業及び教職員研修を希望する学校は、市町村教育委員会に連絡し、研修等の依頼内容を説明する。市町村教育委員会は「スクールロイヤー事業管理簿（市町村教育委員会用）」に必要事項を入力する。

② 学校は、スクールロイヤーと直接連絡を取り合い、日時、テーマ等を決め、授業や研修のねらい等について、担当弁護士と綿密に打合せを行った上で、授業及び研修を実施する。

依頼は開催日の2ヶ月前には行う。

令和7年度 児童生徒の問題行動等に関する 月例報告書の作成について

- 1 ファイルの使い分け
- 2 リストに基づいた入力
- 3 いじめの止んでいる状態が3ヶ月
- 4 不登校児童生徒について把握した事実

1 ファイルの使い分け



□ 報告用ファイル

- ・ 毎月の報告に使用する。
- ・ ○○に月及び校名・市町村名等を入れて活用する。

名前	状態	更新日時	種類	サイズ
 R06 月例報告○月 ○○学校【報告用】.xlsx		2023/05/22 8:06	Microsoft Excel ワ...	7,002 KB
 R06 月例報告○月 ○○市町村・○○事務所【報告用】.xlsx		2023/05/22 8:06	Microsoft Excel ワ...	7,002 KB

□ 分析作業用ファイル

- ・ 報告には使わない。
- ・ 各学校や各教委で分析作業の必要があれば活用する。

名前	状態	更新日時	種類	サイズ
 R06 月例報告 分析作業用.xlsx		2024/03/11 15:55	Microsoft Excel ワ...	74,197 KB

重いのでメールに不向き



- 報告月のリストは「○月 1 日」に設定されている**
- ・オートフィルで連続データになっていると、分析作業用ファイルに貼付したとき反映されない
 - ・オートフィル使用時は「セルのコピー」を選択

2022/4/1									
F		G	H	I	J	K	L		
式第1号) 問題行動報告書(月例報告)									
学校名	学	性	氏 名	件	報告月	発生年			
					R4.4				
					R4.4				
					R4.5				
					R4.6				
					R4.7				
					R4.8				
					R4.9				
					R4.10				
					R4.11				

最初が
リスト入力でも

[illegible]

入力値が異なる

オートフィル
(連続データ) だと

リストから選
択する

3 いじめが「解消している」状態とは？



□ いじめの解消

- ・ 「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続」

+

- ・ 「被害者が、心身の苦痛を感じていないと認められる」

※面談等により確認すること。

□ 4月10日のいじめの解消は？

- ・ 少なくとも「7月10日まで行為が止んでいる」ことが必要
- ・ 解消になるのは最短で7月

4 不登校児童生徒について把握した事実



不登校児童生徒について把握した事実の選択項目について、令和7年度問題行動月例調査と令和6年度文部科学省調査とで差異が生じております。

☐ 令和7年度問題行動月例調査

1から14項目

☐ 令和6年度文部科学省調査

1から15項目となり、「左記に該当なし」が選択できる

4 不登校児童生徒について把握した事実



別紙1

番号	区分	具体的要因
1	いじめの被害の情報や相談があった	本調査に定義するいじめ被害の事実を把握した情報や当該児童生徒や保護者からのいじめ被害に関する相談
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	仲違い、友人が極端に少ない、友人間の問題に関する情報や相談
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員への反抗や反発、教職員から厳しい叱責や注意に関する情報や相談
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い、宿題の過半数が未提出
5	学校のきまり等に関する相談があった	制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくないことに関する相談
6	転編入学、進級時の不適応による相談があった	転編入学したくなかった、クラス替えが自分の願う学校編成や担任ではなかったことに関する相談
7	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	両親の離婚、親の単身赴任、家族の病気に関する情報や相談
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任に関する情報や相談
9	生活リズムの不調に関する相談があった	朝起きられない、夜眠れない、就寝起床時間が定まらないことに関する相談
10	あそび、非行に関する情報や相談があった	非行グループに入り非行行為を行うことに関する情報や相談
11	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	無気力で登校したくないことに関する相談
12	不安・抑うつ等の相談があった	登校の意志はあるが、漠然とした不安や気持ちの落ち込みにより登校しない（できない。）ことに関する相談
13	障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	特別支援学級への在籍、通級指導の利用、特別支援教育支援員の配置、その他の合理的配慮に関する求めや相談
14	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった	日本語指導が必要、特定分野に特異な才能を有する、性に関する違和感、感覚過敏に関する求めや相談

※1 「相談」は、本人や保護者からの相談であること

※2 「不登校児童生徒について把握した事実」については、該当する児童生徒について当てはまる項目全て回答すること

※3 学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者、スクールカウンセラー等の専門家と交えたアセスメント（見立て）を行った上で選択すること

4 不登校児童生徒について把握した事実



3. 不登校児童生徒について把握した事実

本項目は、学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者、スクールカウンセラー等の専門家に確認した上で記入することが望ましい。

(人)

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
学校種		いじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があった。	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつに関する相談があった。	障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	左記に該当なし
小学校	不登校児童生徒について把握した事実 (複数回答可)															
中学校	不登校児童生徒について把握した事実 (複数回答可)															

(注1) 「1. 長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき、必ず1つ以上回答すること。なお、該当する不登校児童生徒について、令和6年度以前に把握した事実も回答すること。

(注2) 「相談」は、学級担任等の教職員やスクールカウンセラー等の相談員等と本人や保護者との相談である。

(注3) 「不登校児童生徒について把握した事実」については、該当する児童生徒について当てはまる項目を全て回答すること。調査票の「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

<具体例>

- いじめの被害の情報や相談・・・本調査に定義するいじめ被害の事実を把握した情報や当該児童生徒や保護者からのいじめ被害に関する相談
- いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談・・・仲違い、友人が極端に少ない、友人間の問題に関する情報や相談
- 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談・・・教職員への反抗や反発、教職員から厳しい叱責や注意に関する情報や相談
- 学業の不振や頻繁な宿題の未提出・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い、宿題の過半数が未提出
- 学校のきまり等に関する相談・・・制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくないことに関する相談
- 入学、転編入学、進級時の不適応による相談・・・転編入学しなかった、クラス替えが自分の願う学級編成や担任ではなかったことに関する相談
- 家庭生活の変化に関する情報や相談・・・両親の離婚、親の単身赴任、家族の病気に関する情報や相談
- 親子の関わり方に関する問題の情報や相談・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任に関する情報や相談
- 生活リズムの不調に関する相談・・・朝起きられない、夜眠れない、就寝起床時間が定まらないことに関する相談
- あそび、非行に関する情報や相談・・・非行グループに入り非行行為を行うことに関する情報や相談
- 学校生活に対してやる気が出ない等の相談・・・無気力で登校したくないことに関する相談
- 不安・抑うつに関する相談・・・登校の意志はあるが、漠然とした不安や気持ちの落ち込みにより登校しない（できない。）ことに関する相談
- 障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談・・・特別支援学級への在籍、通級指導の利用、特別支援教育支援員の配置、その他の合理的配慮に関する求めや相談
- 個別の配慮（13以外）についての求めや相談・・・日本語指導が必要、特定分野に特異な才能を有する、性に関する違和感、感覚過敏に関する求めや相談
- 左記に該当なし・・・本人や保護者等に確認した上で、上記のような情報や相談について把握していない

G-SKY Plan のご案内

相談無料
秘密厳守

G-SKY Planとは

不登校、非行、ひきこもり、ニートなどの様々な悩みを抱えている青少年のために、相談活動や体験活動をとあして立ち直りを支援する事業です。

また、再び勉強をしたいという青少年のために、各種情報や勉強場所の提供や学習相談も行います。

不登校等

学校になじめない
登校できない
勉強をする気になれない

ニート等

学校をやめてしまった
家から出られない
相談相手がいない

でも…

学校に行きたい
自分に自信を持ちたい
また勉強したい
進路の情報が欲しい
他の人と上手く関わりたい
高卒の資格は取りたい
勉強する場所がほしい

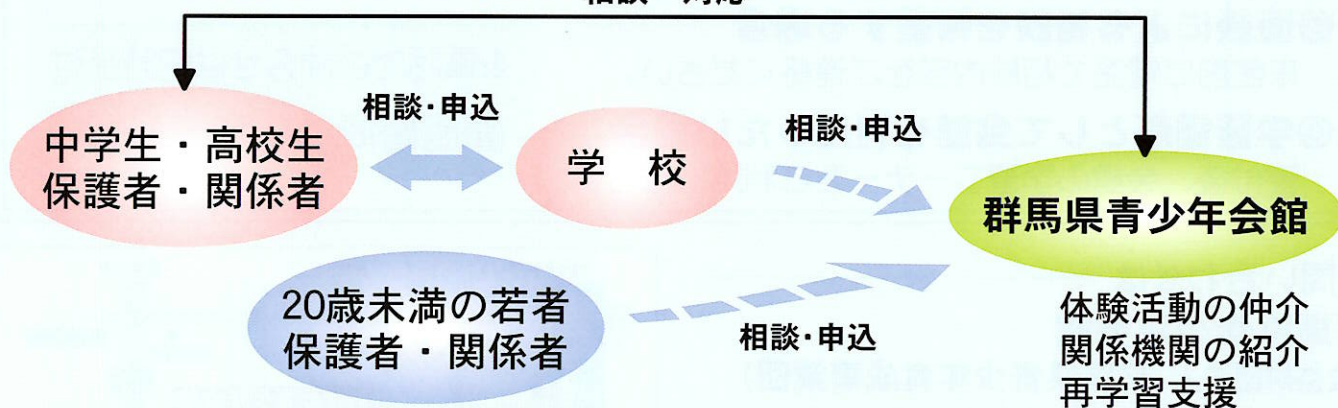
群馬県青少年会館にご相談ください

TEL 027-234-1131



体験活動等の申込の流れ

相談・対応



体験活動で心のリフレッシュを！



G-SKY Plan で できること

◎体験活動 ※実施は、原則 6 月～ 2 月

- * 事業所等での職場体験（例：福祉・動物愛護・保育・建築・飲食・農業等）
- * 社会福祉施設等でのボランティア体験
- * 青少年会館関係でのイベント補助
- ・体験活動コーディネーターが、お話を伺った上で、適した活動を紹介します。
- ・体験活動の期間は 2 週間以内で、無報酬です。（就業ではありません）
- ・活動に必要な実費（交通費・昼食代等）は、本人または保護者に負担していただきます。
- ・活動中や体験場所への移動中に事故が生じた場合には、群馬県青少年育成事業団が加入する事故災害補償保険の範囲で補償します。

○体験活動の進め方

相談 → 活動先の紹介 → 毎日報告 → 学校への復学等

G-SKY Plan 体験活動 利用者の感想

★本人

参加して良かったことは、人のことが前より少し理解できたところです。いろんな人がいて、みんな得意なところを生かして仕事やボランティアをしていて、いやいや仕事をしている人より、生き生きして楽しそうでした。（中学 2 年女子）

★先生

本人も活動に満足し、自分自身でできたことを喜んでおり、学校でも自信に満ちた表情をしています。働く上で、体調を整える大切さも学べたようです。コーディネーターには何度も足を運んでいただき、大変感謝しております。（中学 3 年男子担任）

★保護者

体験を始めてから帰ってくると今日の出来事を次から次へ話してくれたので、皆さんが気を遣ってくださっているのが分かりました。本当にお世話になって本人の顔がりりしく見えました。（中学 2 年男子保護者）

◎再学習支援

- * 学習方法の相談
- * 学習コーナーの提供
- * 進路情報の提供（通信制高校・サポート校 高等学校卒業程度認定試験 など）

◎面談による相談を希望する場合

来館前に電話で相談内容をご連絡ください。

◎学習場所として会館を利用したい場合

受付後、会館の学習コーナーをご利用ください。

※電話での問合せは随時受付

開館時間 9:00～17:00

お問い合わせは _____

群馬県青少年会館

（公益財団法人 群馬県青少年育成事業団）

住所 〒371-0044 前橋市荒牧町2-12

電話 027-234-1131 FAX 027-234-0468

URL <http://www.gyc.or.jp>

月曜休館（月曜日が休日の場合火曜休館）

主催 群馬県教育委員会

主管 公益財団法人 群馬県青少年育成事業団



高等学校卒業程度の 学力をつけたい人へ

無料

一人ひとりに寄り添った学習相談・学習支援を行います

対象

高校中退者等

高等学校卒業資格が無い、高卒認定試験に合格していない、学校等に在学していない、在学中で高卒認定試験の受験を考えている 等

気軽に相談してください

経験豊富な相談員が一人ひとりに合わせた相談に応じます

○勉強方法について

○高等学校卒業程度認定試験について

○その他、学習支援に関すること

場所：群馬県青少年会館

時間：午前8時30分～午後4時15分

学習を支援します

学習支援員が、個々の進捗に合わせ、丁寧に支援します

場所：群馬県青少年会館

時間：原則 毎週土曜日

午後1時～午後4時

例えばこんな相談に応じます

中学校卒業後の進路が
決まっていない

高校に進学しなかった

大学に進学したい

高卒認定試験を受けたい

就職の道を広げたい

通信制高校等について
知りたい

※都合により日程が変更になる場合もありますので、事前に群馬県青少年会館までお問い合わせください

問い合わせ先

群馬県青少年会館

(公益財団法人 群馬県青少年育成事業団)

※学習相談・学習支援担当

☎ : 027-234-1131 月曜日休館

住所：前橋市荒牧町2番地12



地域における学びを通じた ステップアップ支援促進事業とは

高校中退者等を対象とした学び直しのための支援です。

高等学校卒業程度の学力を身に付けてもらうための学習相談・学習支援を実施しています。

Q. 年齢制限はありますか？

A. ありません。

Q. 不登校、ひきこもりなどの悩みがある場合も、相談に応じてもらえますか？

A. 大丈夫です。

同じく青少年会館（（公財）群馬県青少年育成事業団）で実施している「G-SKY Plan」で相談に応じますので、お気軽にご連絡ください。

※「G-SKY Plan」は、相談活動や体験活動を通して青少年の立ち直りを支援する事業です。

「高等学校卒業程度認定試験」（高卒認定試験）とは

いろいろな理由で、高校等を卒業していない人のために、「高校を卒業した人と同等以上の学力があるかどうか」を文部科学省が認定するための試験で、年2回実施されます。

高卒認定試験に合格すると、大学・短大・専門学校の受験資格が得られます。また、就職や資格試験の受験にも活用できます。

【令和7年度実施予定】

・第1回試験 8月7日（木）～8日（金）

※申込期間：4月7日～5月14日 消印有効

・第2回試験 11月8日（土）～9日（日）

※申込期間：7月22日～9月12日 消印有効

※https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/index.htm

